

運輸安全マネジメントに関する取組み

深谷観光バス株式会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ役員、役職者が率先して、社内に周知し全従業員が一丸となって取り組んでいます。

令和4年度安全方針 「関係法令の順守と安全管理体制・実施確認の推進」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。
 - ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において主層の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (2) 安全方針の各社員の理解度等を向上させるため事務員及び乗務員を対象とした全体会議を利用し、定期的に把握する。
- (3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。
- (4) コミュニケーション及びチームワークを様々な会議体及びトライアルにより活性化させ「認知」「判断」「行動」の精度向上を図りヒューマンエラーの撲滅を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和3年度 安全目標 【達成状況】

- ① 人身事故「ゼロ」 : 1件 (目標未達成)
- ② 健康起因事故「ゼロ」 : 0件 (目標達成)
- ③ 車輛後退時事故「ゼロ」 : 2件 (目標未達成)
- ④ 静止物事故「3」件以内 : 3件 (目標達成)

(2) 令和4年度 安全目標

- ① 人身事故「ゼロ」
- ② 車内事故「ゼロ」
- ③ 後退時事故「ゼロ」
- ④ 静止物事故90日単位での「ゼロ」の更新

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和元年度	0件
令和2年度	0件
令和3年度	0件

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙のとおりです。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成3年度に講じた措置【貸切バス】・【特定バス】

- ① プラズマクラスター付エアコン3台装備
- ② 弱次亜塩素酸散水、噴霧器8台設置
- ③ EMS装置順次入れ替え

(2) 令和4年度に講じようとする措置【貸切バス】・【特定バス】

- ① 貸切旅客運送事業車両のデジタルドライブレコーダー4Gの入れ替え
- ② 光触媒殺菌コート全車両施行
- ③ EMS装置順次入れ替え

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

安全管理規程第四章第十三条及び同施行細則第5条のとおりです。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和4年度年間教育計画は別表のとおりです。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果及びそれに基づき講じた措置並びに講じようとする措置

令和4年3月31日において内部監査を実施しました。

9. 安全統括管理者に係わる情報

統括運行管理者 越塚 聡一（令和2年4月15日選任）

10. 行政処分

◎令和元年度行政処分無し ◎令和2年度行政処分無し ◎令和3年度行政処分無し